

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.11.28	R7.12.8	文書の廃棄について	45		1				1									(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。	監査事務局総務課
2	R7.11.28	R7.12.8	・東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件 ・東京都若年被害女性等支援事業委託について契約が十分に履行されていないなどとして、受託者の活動実績等の監査を求める住民監査請求 ・東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求 の住民監査請求に関連する文書について文書総合管理システム若しくは特例管理帳票に登録された一切の情報			1	1			1	1	1	1					1文書総合管理システムに登録された一切の情報 当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報、及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの、1年保存の公文書であるため、既に廃棄済であり、現在は存在しないもの並びに同条例第18条第2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。 2特例管理帳票に登録された一切の情報 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課	
3	R7.11.28	R7.12.8	02監総第48号 住民監査請求書の提出について 31監総第173号 住民監査請求の処理方針について 29監総第435号 住民監査請求の処理方針について 29監総第436号 住民監査請求の処理方針について				1			1	1	1	1	1				当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報、同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの及び同条第7号により、当該情報が公にされないことに対する請求人の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの、並びに同条例第18条第2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R7.12.8	R7.12.17	以下の文書 ・30監総第245号 住民監査請求の処理方針について ・02監総第653号 住民監査請求に伴う関係人調査の実施について				1				1	1			1				当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課
5	R7.12.22	R7.12.26	2025年11月15日付で〇〇側（代表者及び代理人弁護士等を含む）から東京都監査委員に対して提出された住民監査請求に関する一連の文書（住民監査請求書、請求の要旨、及び添付された事実を証する書面等を含む一切の書類）。				1				1	1	1	1	1	1			当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報、同条第5号により、監査委員の審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの及び同条第7号により、当該情報が公にされないことに対する請求人の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。